

函 消 予

令和7年(2025年)10月6日

総務常任委員会委員各位

消 防 長

函館市火災予防条例および函館市火災予防規則の一部改正（案）  
に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施について

このことについて、函館市火災予防条例および函館市火災予防規則の一部改正（案）に対するパブリックコメント手続を下記のとおり実施いたします。

つきましては、委員の皆様へ公表する資料を配付させていただきますので、よろしく願いいたします。

#### 記

- 1 案件名  
函館市火災予防条例および函館市火災予防規則の一部改正（案）
- 2 意見募集期間  
令和7年10月6日（月）～令和7年11月4日（火）
- 3 結果公表の予定時期  
令和7年11月
- 4 公表・配付する資料
  - (1) 函館市火災予防条例および函館市火災予防規則の一部改正（案）に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施について
  - (2) 函館市火災予防条例および函館市火災予防規則の一部改正（案）の概要

〔 消防本部予防課  
電話 22 - 2144 〕

## 函館市火災予防条例および函館市火災予防規則の一部改正（案）に対するパブリックコメント（意見公募）手続の実施について

火災予防条例（例）の一部改正に伴い、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報等に関する規定等を整備するため、このたび「函館市火災予防条例」および「函館市火災予防規則」を一部改正することとしました。

（詳しくは、「函館市火災予防条例および函館市火災予防規則の一部改正（案）の概要」をご覧ください。）

市民の皆さんの意見を幅広く募集するため、パブリックコメント（意見公募）の手続を実施します。

この案と意見応募用紙については、消防本部予防課（消防本部3階）ならびに市役所（1階iスペース）および各支所で配布するほか、函館市のホームページから入手することができます。

### 【パブリックコメント（意見公募）手続】

募集期間：令和7年10月6日（月）～令和7年11月4日（火）※必着意見を提出できる方：

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- ・市内に存する学校に在学する方
- ・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人および法人その他の団体

提出方法：意見書にご意見・住所・氏名（法人その他の団体にあつてはその名称、主たる事務所または事業所の所在地および代表者の氏名）を明記し、Eメール、郵送、持参、またはFAXで提出してください。

お問合せ先：函館市消防本部予防課

提出先：〒040-8502 函館市東雲町5番9号（消防本部3階）

電話 22-2144 FAX 22-1934

E-mail: fd-yobouka@city.hakodate.hokkaido.jp

※ 電話による受付はいたしませんのでご了承ください。

### 【意見に対する回答について】

提出いただいたご意見への個別の回答はいたしません。内容毎に分類し、とりまとめるうえ、市の考え方をホームページで公表します。

（氏名等の公表はいたしません。）

障がいのある方などで、これらの方法による意見提出が困難な場合は、「問い合わせ先」まで個別にお問い合わせください。

## 函館市火災予防条例および函館市火災予防規則の一部改正（案）の概要

### 1 改正の背景・趣旨

令和7年2月から3月にかけて、焼損面積100ヘクタールを超える林野火災が岩手県大船渡市、山梨県大月市、熊本県南阿蘇村、岡山県岡山市および愛媛県今治市で相次いで発生しました。この火災を踏まえ、総務省消防庁において「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」では、林野火災における予防・警報制度の創設に係る提言等がとりまとめられ、令和7年8月29日付けで、火災予防条例（例）の一部改正（消防庁次長通知）がなされました。

### 2 改正の概要

- (1) 火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にします。また、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定を削除します。
- (2) 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとします。
- (3) 林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととします。
- (4) 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとします。
- (5) 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとします。

**【火の使用の制限】**

- ① 山林，原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
- ④ 屋外において引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ⑤ 山林，原野等の場所で，火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火（たばこの吸がらを含む。），取灰または火粉を始末すること。

- (6) 火災とまぎらわしい煙または火炎を発生おそれのある行為等の届出に，たき火が含まれることを明確にします。なお，これまで同様，届出の対象となる期間および区域は指定しないこととします。
- (7) 林野火災の予防上危険な気象状況になった際に，段階に応じて，強い制限・罰則を伴わない注意喚起等の仕組みである林野火災注意報や消防法に基づく火災警報のうち，林野火災の予防を目的とした林野火災警報を的確に発令し，防火指導の強化や火の使用制限の徹底を図るため，火災予防規則に発令基準について規定します。

**【林野火災注意報の発令基準例】**

以下の①または②のいずれかの条件に該当する場合

- ① 短期間および長期間の降水が少ない状態のとき。
- ② 短期間の降水が少ない状態であり，かつ，乾燥注意報が発表されているとき。

**【林野火災警報の発令基準例】**

林野火災注意報の発令基準に加え，強風注意報が発表されている場合。

※ 林野火災注意報および林野火災警報は，発令しようとする日に降水が見込まれる場合，または，積雪がある場合は発令しないことができる。

### 3 施行期日

令和8年1月1日を予定しています。